

基本的考え方

階段は、上下階への移動という重要な役割を持っている。しかし、高齢者や障害者等にとって、昇降の負担や転落等の危険性がある場所なので、次の点に配慮する。

- (1) 転落、転倒等を防ぐため、判別しやすい配色や仕上げ、点状ブロックの設置、点字表示等に配慮すること。
- (2) 高齢者や障害者等にとって昇降しやすくするため、踏面や蹴上げの寸法、手すりの設置等に配慮すること。

整備基準	階段	解説図
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p>図 8-1 階段</p> <p>図 8-2 段の識別とつまずきにくい構造</p> <p>図 8-1 階段</p> <p>図 8-3 回り階段の禁止</p>	

整備基準の解説

図 8-1 階段

ア 手すり
手すりを設けること。

イ 表面
粗面とし、又は滑りにくい材料とする。

オ 点状ブロック
階段の上端に近接する踊場に設置する。(不特定多数の者が利用し、又は、主として視覚障害者が利用するものに限る。)

適用除外
・自動車の駐車のために供する施設に設ける踊場
・段がある部分と連続して手すりを設ける踊場

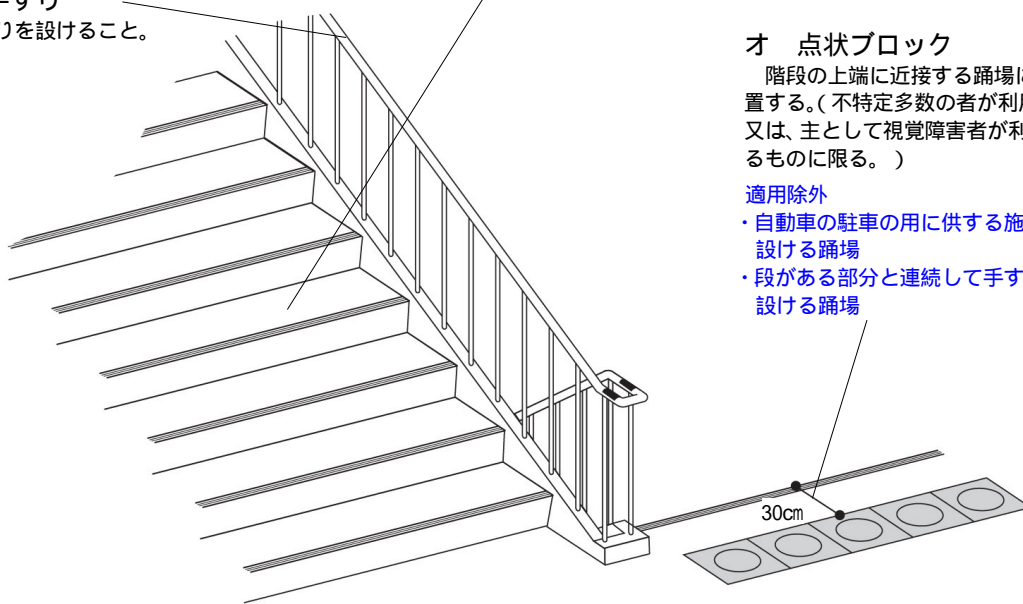


図 8-2 段の識別とつまずきにくい構造

ウ 段の識別
踏面端部とその周囲部分は、色相、明度、仕上げ等の差をつける。

エ つまずきにくい構造
蹴込み板のないものは避け、段鼻の突き出しを設けないことによりつまずきにくい構造とする。

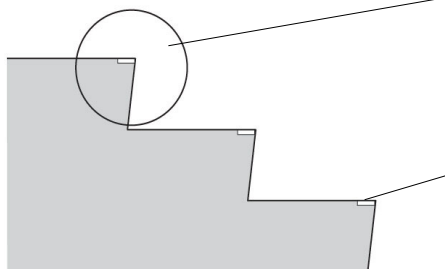
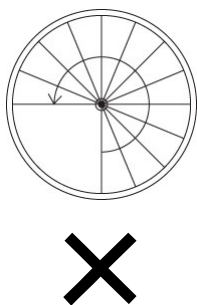


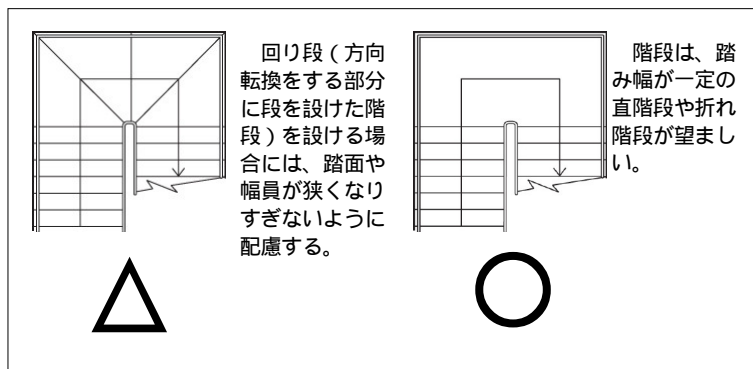
図 8-3 回り階段の禁止

カ 回り階段の禁止

主たる階段は、回り階段(らせん階段)としてはならない。






回り階段は、高齢者等にとって同じ段の内部側と外部側の踏み幅が違いためバランスを失いやすく、視覚障害者等は方向を見失う場合がある。
建築物の用途に供する部分が1,000㎡未満の場合、回り階段でも可。



設計上の配慮事項（動作特性格）

ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

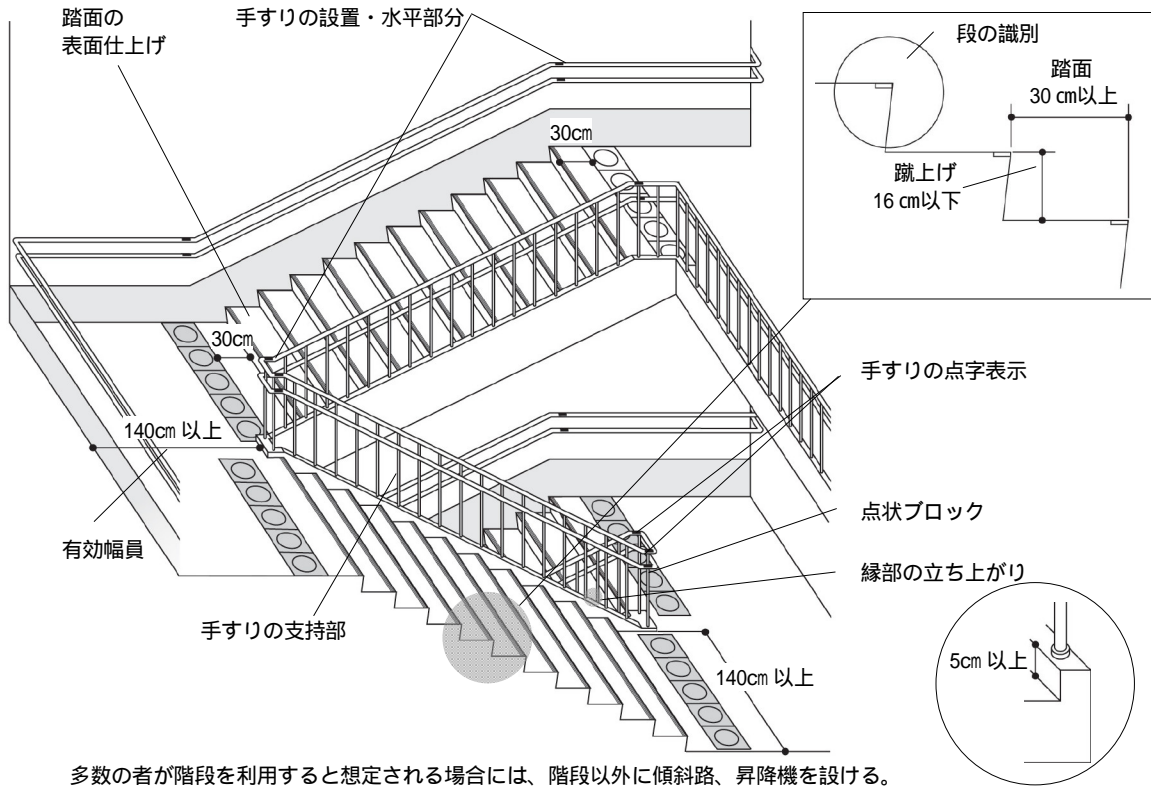
設計図内の番号	肢体不自由 	
	立位移乗	座位移乗
	杖歩行	歩行器等
		車いす（自走車いす・電動車いす・介助用車いす等）
階段	踏面の表面仕上げ	・石、タイルの磨き仕上げ等滑りやすい仕上げは避ける。
	有効幅員	・140cm以上とする。壁から手すりまでの突出が10cm以内の場合は、壁からの寸法を有効幅員とみなす。
	縁部の立ち上がり	・踏面の両端部が壁に接していない場合は、杖の脱落を防止するため、5cm以上の立ち上りを設ける。
手すり	設置・水平部分	・幅員が3mを超える場合には、中央にも手すりを設置する。 ・階段の上端は、手すりを45cm以上水平に延長し、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上（水平部分は30cm以上）延長することが望ましい。 ・手すりは両側への設置が望ましく、踊場の手すりも途中で途切れないようにする。
	引っかかり防止	・袖口が引っかからないよう、手すりの端部は壁方向または下方向に曲げておく。

設計図内の番号	視覚障害 		聴覚障害 	
	見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）	聞こえにくい	聞こえない
階段	点状ブロック	・踊場を含めて、階段の上端・下端に近接する部分踊場に設置する。		
	段の識別	・段が認識しやすいよう、段鼻、踏面、蹴上げは、色相、明度、仕上げ等の差をつける。		
	踏面	・30cm以上とする。同一階段を構成する段の踏面の幅は同じにする。		
	蹴上げ	・16cm以下とする。同一階段を構成する段の蹴上げの高さは同じにする。		
手すり	支持部		・折り返し階段の内回り側は壁にせず、視界を確保する。壁にすることは、階段の折り返し部分に鏡を設けることが望ましい。	
	点字表示	・階段の始点（終点）及び現在位置を知らせるため、手すりの水平部分に、点字プレート（階数表示）を設ける。踊場にも、階数表示（階 階）を行う。		

設計上の配慮事項（設計箇所別）

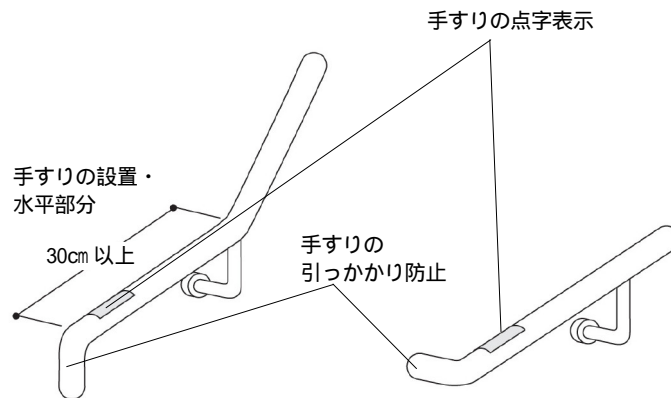
ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

階段の例

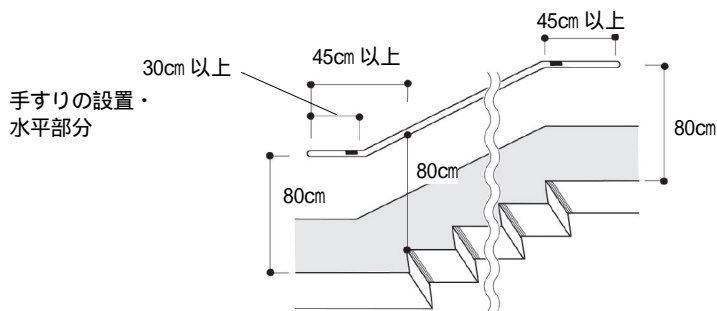


多数の者が階段を利用すると想定される場合には、階段以外に傾斜路、昇降機を設ける。

手すりの端部



手すりの設置・水平部分



整備事例

点字による階表示



- ・「1階 2階」の表示が、点字と墨字で表記されている。（ルキーナ・金沢市）

段鼻の色相・明度の差



- ・段鼻を周囲と識別しやすい色にしている。
- ・階段の上端部に点状ブロックがある。（愛染寺・加賀市）

二段手すりと識別しやすい段



- ・踏面がベージュ、段鼻が緑、蹴上げが濃いグレーであり、色相、明度に差があるためわかりやすい。（ルキーナ・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・一般の階段、避難階段を問わず、通行の妨げとなるような物を置かないようにする。
- ・階段の利用が困難な人に対して、常時、従業員（案内係、受付係等）が昇降機に誘導できることが望ましい。

